

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成 27 年 6 月 8 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

専決第 1 号

専 決 処 分 書

亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市税条例（昭和３０年亀岡市条例第３９号）等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２７年３月３１日専決

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第２１号

亀岡市税条例等の一部を改正する条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第１条 亀岡市税条例（昭和３０年亀岡市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第３１条第２項の表第１号オ中「法人税法第２条第１６号」を「法第２９２条第１項第４号の５」に、「又は同条第１７号の２に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第４５条の３の２に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第４項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第４項」に改め、同条に次の１項を加える。

４ 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第２項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第４６条第６項中「第２条第１２号の７の３」を「第２条第１２号の７」に、「本項」を「この項」に改める。

第４８条第３項中「第２条第１２号の７の２」を「第２条第

1 2 号の 6 の 7」に改める。

第 5 1 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

第 5 4 条の 2 及び第 5 5 条中「第 1 0 号の 9」を「第 1 0 号の 1 0」に改める。

第 6 8 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

第 8 4 条第 2 項中「納期前 7 日」を「納期限」に改める。

第 8 4 条の 2 第 2 項及び第 3 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

第 1 1 5 条の 3 第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

附則第 9 条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第 3 4 条第 1 項及び第 2 項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 3 5 条の 3 第 4 項の規定による申告書の提出（第 3 5 条の 4 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 3 7 号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 1 0 項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 1 0 項第 1 号に掲げる事項に変更があったときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の 1 月 1 0 日までに、当

該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

- 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）、第13条（見出しを含

む。)及び第13条の3中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。
(亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第77条の改正規定」を「第77条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第51条の13第1項及び」の次に「第77条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）」、同号イの改正規定並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第77条」を「第77条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第77条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）、同号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第3条 亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）、第3項から第6項までの規定、第7項（見出しを含む。）、第9項及び第10項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第 1 1 項中「これらの規定」を「同条」に改める。

附則第 1 3 項中「第 1 1 項、第 1 5 項から第 2 2 項まで、第 2 4 項、第 2 6 項、第 3 0 項、第 3 4 項、第 3 5 項若しくは第 4 0 項」を「第 1 3 項、第 1 7 項から第 2 4 項まで、第 2 6 項、第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 3 7 項若しくは第 4 2 項」に、「第 2 8 項」を「第 3 0 項から第 3 3 項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 2 7 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 6 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 9 条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第 9 条第 1 項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第 9 条の 2 の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 2 7 年度以後の年度分の固定資産税につい

て適用し、平成 26 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 4 条 この条例による改正後の亀岡市都市計画税条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 26 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

亀岡市税条例等の一部を改正する条例要綱

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正した。

- 1 法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額の見直しにより所要の規定整備を図ることとした。
- 2 土地に係る固定資産税の負担調整措置を平成 29 年度まで継続することとした。
- 3 原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の改定時期を平成 28 年 4 月 1 日まで 1 年間延期することとした。
- 4 市民税、固定資産税、軽自動車税等の減免の申請期限について、納期限まで（現行納期限 7 日前まで）に延長することとした。
- 5 ふるさと納税に対する個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等を設けることとした。
- 6 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 8 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行した。ただし、3 の改正は、公布の日から施行した。